

○八女西部広域事務組合公印管理規則

(平成29年4月21日 規則第1号)
改正 令和4年9月26日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、八女西部広域事務組合の公印の管守及び使用等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の定義)

第2条 この規則で公印とは、公文書に使用する八女西部広域事務組合職印をいう。

(公印の種類)

第3条 公印の種類は、次のとおりとする。

- (1) 八女西部広域事務組合長印
- (2) 八女西部広域事務組合職務代理人印
- (3) 八女西部広域事務組合副組合長之印
- (4) 八女西部広域事務組合会計管理者印
- (5) 八女西部広域事務組合事務局長印

(公印の形状及び管守者等)

第4条 公印の名称、形状、寸法、書体及びその数並びに当該公印の管守者は、別表のとおりとする。

(準用規定)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は筑後市公印規則(平成8年規則第1号)の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現にある公印で別表に掲げる形状、寸法及び書体に適合したものにあってはこの規則により作成されたものとみなす。

附 則 (令和4年9月26日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

公印の名称	形状	寸法 (mm)	書体	管守者	個数	備考
八女西部広域 事務組合長印	正方形	27	てん書	事務局長	1	
八女西部広域 事務組合職務 代理者印	正方形	27	てん書	事務局長	1	
八女西部広域 事務組合副組 合長之印	正方形	24	てん書	事務局長	1	
八女西部広域 事務組合会計 管理者印	正方形	18	れい書	筑後市契約 管財課長	1	
八女西部広域 事務組合事務 局長印	正方形	15	れい書	事務局長	1	